

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月7日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 59 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の8に次の1号を加える。

(3) 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設において入湯する者  
様式第44号を次のように改める。

過少申告

不申告 加算金額決定通知書

重

納税者又は特別徴収義務者 様	年 月 日	第 号
京都市長		印

地方税法第 条の の規定により、下記のとおり過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を決定したので、 年 月 日までに別紙納付（納入）書により納付（納入）してください。

税 目	年 度	納付（納入）期（月）の別		加算金決定額
税	年度	第 期分	月分	円
加算金の種別		加算金算定の基礎となる税額	加算金の算定率	加算金額
過少申告加算金	通常分	円	$\frac{10}{100}$	円
	加重分		$\frac{5}{100}$	
不申告加算金	15%適用分		$\frac{15}{100}$	
	加重分		$\frac{5}{100}$	
	5%適用分		$\frac{5}{100}$	
重加算金	35%適用分		$\frac{35}{100}$	
	40%適用分		$\frac{40}{100}$	
決定の理由				

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

## 附 則

この規則中第4条の8の改正規定は平成23年4月1日から、様式第44号の改正規定は公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)